

横瀬町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、横瀬町内に住宅用太陽光発電システム(以下「発電システム」という。)を設置する者に、その設置に要する経費に対して補助金を交付することにより、環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進に寄与することを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、横瀬町補助金交付規程(昭和43年規程第1号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「発電システム」とは、住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで関係している太陽光発電システムをいう。

(補助対象者等)

第3条 補助金の補助対象者は、横瀬町内に自ら居住又は居住予定の住宅(店舗等との併用住宅を含む)に、発電システムを設置する者とする。

2 補助金の補助対象者は、申請時において、町税の滞納がない者とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、太陽電池出力1キロワット当たり2万5千円に、発電システムを構成する太陽電池の最大出力値(単位はキロワット表示とし、小数点以下2位未満については四捨五入する。)を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

2 補助金の上限は、7万5千円とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、横瀬町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 発電システムの設置に係る領収書の写し
- (2) 発電システムの設置完了後の写真
- (3) 電力会社との電力供給契約書の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金交付決定)

第6条 町長は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査するとともに、現場検査を行い補助金交付の可否を決定し、横瀬町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定通知書(様式第2号)又は補助金不交付決定通知書(様式第3

号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 町長は、前条の規定による交付決定を受けた者から、横瀬町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付請求書(様式第4号)により、補助金交付の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取消し)

第8条 町長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り或其他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 発電システムの法定耐用年数の期限内において、当該対象システムを処分したとき。

(補助金の返還)

第9条 町長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の交付の交付対象者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(定期報告)

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。